

## 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、「健全化判断比率」及び各公営企業の「資金不足比率」を公表することが義務付けされました。

健全化判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標があり、一つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政の健全化を図ることになります。さらに、一つでも財政再生基準以上となった場合は財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生を図ることとなります。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政の健全化を図ることになります。

岩国市の平成22年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は次のとおりです。

### ○健全化判断比率

(単位：%)

|          | 平成22年度決算に<br>基づく比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------------------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —                  | 11.51   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | —                  | 16.51   | 35.00  |
| 実質公債費比率  | 17.6               | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 125.6              | 350.0   |        |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

### 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、この比率が高いほど財政運営が厳しいものとなります。

岩国市は約13億円の黒字ですので、実質赤字比率は生じていません。

### 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率で、この比率が高いほど財政運営が厳しいものとなります。

岩国市は約36億円の黒字ですので、実質赤字比率は生じていません。

### 実質公債費比率（3か年平均）

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、この比率が高いほど資金繰りが厳しいものとなります。

岩国市は17.6%で、早期健全化基準の25.0%を下回っていますが、今後ともさらなる改善に取り組みます。（平成21年度決算18.7%）

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、この比率が高いほど将来の財政が圧迫されます。

岩国市は125.6%で、早期健全化基準の350.0%を下回っていますが、今後ともさらなる改善に取り組みます。（平成21年度決算155.5%）

○資金不足比率

(単位：％)

| 特別会計の名称         | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-----------------|--------|---------|
| 岩国市簡易水道事業       | —      | 20.0    |
| 岩国市農業集落排水事業     | —      |         |
| 岩国市特定地域生活排水処理事業 | —      |         |
| 岩国市周東食肉センター事業   | —      |         |
| 岩国市平田梅が丘団地管理事業  | —      |         |
| 岩国市観光施設運営事業     | —      |         |
| 錦帯橋管理           | —      |         |
| 岩国市市場事業         | 997.4  |         |
| 岩国市公共下水道事業      | —      |         |
| 岩国市交通事業         | —      |         |
| 岩国市水道事業         | —      |         |
| 岩国市工業用水道事業      | —      |         |
| 岩国市病院事業         | —      |         |

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、市場事業特別会計以外の特別会計においては資金不足を生じていませんが、市場事業については997.4%となっており経営健全化基準の20.0%を大きく上回っています。（平成21年度決算1,264.3%）

市場事業は、平成20年度決算において資金不足比率が経営健全化基準以上となったため、平成21年度を初年度とする「経営健全化計画」を平成22年3月に定め、平成25年度までに資金不足を解消することとしております。